2012年5月11日

各　　位

会社名　新華ホールディングス・リミテッド
（旧社名：新華ファイナンス・リミテッド）
（URL：www.xinhuaholdings.com）
代表者　最高経営責任者（CEO）
ワン・ビン
（東証マザーズ　コード番号：9399）
連絡先：　最高財務責任者（CFO）
兼　最高執行責任者（COO）
イヴォンヌ・ワン
（電話：上海 8621-2310-0088）
連絡先：　マネージャー、IR部
濱田　拓男
（電話：03-4570-0741）

支配権異動時の退任報酬契約の締結に関するお知らせ

新華ホールディングス・リミテッド（以下、「当社」と言います。）は、2012年４月18日に開催された当社取締役会にて、支配権異動時の退任報酬契約（以下、「本契約」と言い、その締結により講じられる措置を「本買収防衛策」と言います。）を当社の現任の取締役及び当社又はその子会社若しくは関連会社における管理職（以下、「幹部」と総称します。）との間で締結することに関して決議いたしましたので、お知らせいたします。これは当社株式の不適切な大規模取得を行う者による当社の買収から幹部を守るとともに、当社の企業価値、ひいては株主の共通利益を維持し向上させるためのものです。

１．　本買収防衛策及びその基礎となる本同意について

（１）　本買収防衛策導入の背景について

近年、当社は財務的に困難な状況に直面しており、当社の経営陣及び幹部はこの状況を打開すべく、事業運営に尽力してきました。幹部はまた、当社の置かれた状況をさらに改善するための施策の実行を計画しております。幹部の大半は当社又はその子会社若しくは関連会社における勤務年数が長く、当社又はその子会社若しくは関連会社の業務を深く理解しています。そのため、会社の指導権に異動が生じれば不安定性を生む可能性があり、それが当社に好ましくない影響を与え、さらにその結果、株主の利益を害するおそれがあります。

（２）　本契約の概要

本契約は、当社に支配権の異動（以下に定義します。）が生じた後に、一定の状況下で幹部の当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が終了した場合、当社が当該幹部に支払うことを合意した退任報酬（以下に定義します。）について規定しています。

（３）　退任報酬の支払い条件

①　支配権の異動とは、以下の事由のいずれか１つにでも該当する場合をいいます。

a) 個人又は法人が、(i)当社の発行済株式総数、又は(ii)取締役の選任について一般に投票権を有する当社の発行済みの議決権付有価証券(該当する有価証券が今後発行される場合)の合計議決権の、20%以上に相当する株式数又は受益権を取得する場合。
b) 当社の現任の取締役の３分の１　(取締役の員数が3の倍数ではない場合、３分の１に最も近くそれを上回らない人数) が解任される場合。
c) 当社の現任の取締役の過半数が望まない人物が、欠員の補充又は現任の取締役会の増員を理由として取締役に選任され、かつ、現任の取締役（当社株主総会において解任され又は退任する現任の取締役を除く。）の比率が70%以下になる場合。

② 支配権の異動が生じた後の雇用又は地位の終了

幹部は、当社又はその子会社若しくは関連会社の従業員又は取締役でいる間に当社に支配権の移動が生じ、かつ、以下の事由のいずれか１つにでも該当する場合をいいます。

a) 当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が、当社又はその子会社若しくは関連会社により終了され、かつ、当該終了が、(i)当該幹部の心身の障害、(ii)重罪に関する有罪判決等の原因、又は(iii)当社定款に沿って規定されその時々に修正される欠格事由、のいずれによるものでもない場合。
b) 当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が、支配権の異動から２年以内に当該幹部によって終了され、当該２年間のいつでも当該幹部の基本報酬（以下に定義する。）が支配権の移動の直前を下回った場合。

（４） 役職の終了時の退任報酬

退任報酬とは、退任総額(以下に定義します。)と役職の終了日における未払い賃金の総額をいいます。

退任総額とは、支配権の異動の10日前における幹部の基本報酬の３倍に相当する金額を、一括して支払うことをいいます。基本報酬とは、(i)従業員の場合には当該従業員の年俸（賞与を除きます。）を、(ii)当社取締役の場合には、支配権の異動の直前における当社最高経営責任者の年俸（賞与を除きます。）をそれぞれいいます。

（５） 契約期間

本契約は、当社の支払い義務に未履行がある範囲を除き、(i)支配権の異動に先立ち、幹部の雇用又は取締役の地位が終了すること、又は(ii)支配権の異動の日から２年が経過すること、のいずれか早いほうにおいて終了します。

（６） 本契約を当社との間で締結する者

当社の現任の取締役３名及び当社又はその子会社若しくは関連会社の管理職15名

（７） 日本の会社法とケイマン諸島の会社法の差異について

当社はケイマン諸島の会社法に準拠して設立された会社であり、日本の会社であれば本契約の締結について株主総会決議による承認を要すると思われるものの、ケイマン諸島の会社法及び当社の定款の下では、当該承認を得ることは要求されません。当社は、ケイマン諸島の会社法及び当社の定款に従い、取締役会が本契約の締結についてすでに決議しています。

２． 本買収防衛策が当社の財務状況及び株主価値に与える影響

本買収防衛策の導入は当社の財務状況に直ちに影響を与えるものではありません。しかし、支配権の異動により雇用や取締役の地位が終了された場合には、当社は、当該取締役及び上級管理職員に所定の補償金を支払う義務を負います。

当社の経営陣は、本買収防衛策の導入により、支配権の異動が生じる過程においても、当社の取締役及び当社又はその子会社若しくは関連会社の上級管理職員が中立性を保持することが可能となるため、株主価値の維持及び向上に資するものであると確信しています。

以上

新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは主に中国において事業を展開しているグループ企業です。当社は金融サービス、農業関連及び教育関連の事業分野において商品並びにサービスを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、上海に事業本部を構え、中国、香港、日本、韓国及び米国に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。
詳細は、ウェブサイト：http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。